

児童扶養手当のお知らせ

父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されます。

母子家庭を支給対象としていた児童扶養手当について、平成 22 年 8 月分手当から父子家庭にも支給されることになりました。

児童扶養手当を受給するためには、市役所への申請(認定請求)が必要です。8 月 1 日から申請を受付します。

対象となる方

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子どもを養育しているひとり親の方

※子どもが児童福祉施設に入所しているとき、請求者及び児童が公的年金を受けられるときなど支給されない場合があります。

手当の額(月額)

区 分	全部支給のとき	一部支給のとき
児童 1 人のとき	月額 41,720 円	月額 41,710 円～ 9,850 円の範囲
児童 2 人のとき	月額 46,720 円	月額 46,710 円～ 14,850 円の範囲
児童 3 人以上のとき	3 人目から児童 1 人増すごとに 3,000 円加算	

所得制限限度額

受給資格者及びその扶養義務者の前年所得が次の表の限度額を超える場合は、その年度の手当の全部又は一部が支給停止されます。

扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者等
	全部支給される者	一部支給される者	
0 人	190,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1 人	570,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2 人	950,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3 人以上	1 人につき 380,000 円加算		1 人につき 380,000 円加算

申請に必要なもの

申請書については、市役所福祉課及び各地域局にあります。

また、申請については、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本などが必要です。

■お問い合わせ：市役所福祉課 (☎ 662-3162)

赤ちゃん・幼児のこんなときどうする？

「救急キット・ホームケアガイド」を作成しました

お子さんが急病になったときに、病院で受診するべきか？様子を見るべきか？といった判断基準や、家庭でのケアのポイントなどを症状別に記載している「赤ちゃん・幼児のこんなときどうする？救急キット・ホームケアガイド」を作成しました。

急病に対して慌てず適切に対処すること、おやみに時間外に受診しないことで地域医療を守ることを目的に作成しています。

4 歳未満のお子さんのいるご家庭に無料配布します。その他の方で希望される場合は、市役所健康課または各地域局にお問い合わせください。また養父市ホームページにも掲載しています。

■お問い合わせ：市役所健康課 (☎ 662-3167)

